

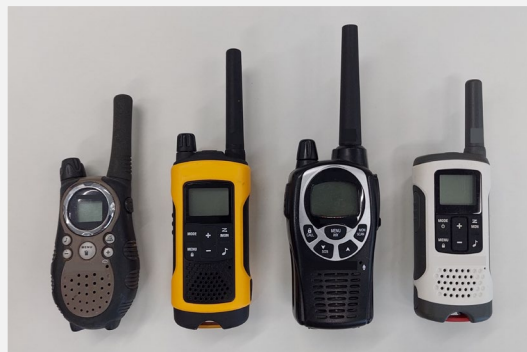
# 外国規格無線設備(FRS・GMRS)は 日本国内では使用できません！

近年、FRS・GMRSと称される無線設備(トランシーバ)が海外から持ち込まれたりインターネットショッピングなどで流通しておりますが、これらの無線設備は日本の電波法で定めている技術基準に合致しておらず、日本国内では使用できないことにご注意ください。

## 【FRS・GMRSとは】

米国やカナダなどで使用することを目的に、米国FCC(連邦通信委員会)規則の技術基準に適合するように製造、販売されているものです。

これらを日本国内で使用すると**放送業務用無線や消防無線、防災行政無線などの重要無線通信に妨害**を与える恐れがあります。



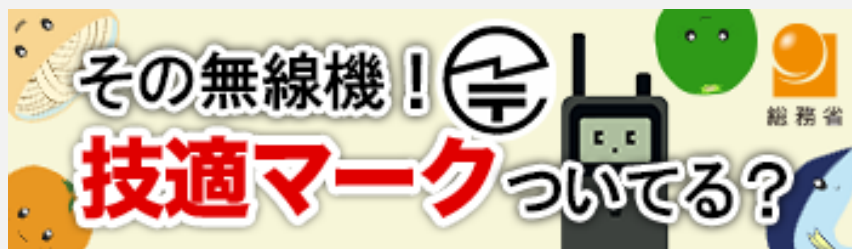
FRS・GMRSと称される無線設備のサンプル

日本国内で合法的に利用できるほとんどの無線機には、右図のとおり**特定無線設備の技術基準適合証明等のマーク(技適マーク)**が付いています。

技適マークが付いていない無線機の使用は、電波法違反になる恐れがあります。ご注意ください。



技適マーク



四国各県の産品と無線機のやり取りを通して、無線機の使用に際して、技適マークの確認を呼びかけています。是非、ご覧ください。



令和7年度  
電波利用環境  
保護周知啓発  
ページ

